

文書分類番号	00	09	03	002	永年	起案	平成	年	月	日	決裁	平成	年	月	日	
議長	副議長	局長	次長	係長	担当	文書取扱主任										

平成27年 第1 予算審査特別委員会 会議録

開催年月日	平成27年3月13日(金)・16日(月)・17日(火)・18日(水)						
開催場所	第二委員会室						
出席委員	別紙のとおり					事務局	菊井事務局長
							平川係長
欠席委員	別紙のとおり						藤井主事
説明員	別紙のとおり						
議 事 の 概 要	1 付託事件						
	議案第1号 平成27年度滝川市一般会計予算						
	議案第13号 滝川市農政部の公の施設の指定管理者の指定に係る管理期間の特例に関する条例						
	議案第14号 滝川市教育委員会教育部の公の施設の指定管理者の指定に係る管理期間の特例に関する条例						
	議案第15号 滝川市における子ども・子育て支援法第87条の規定に基づく過料に関する条例						
	議案第18号 滝川市行政手続条例の一部を改正する条例						
	議案第19号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例						
	議案第20号 特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例						
	議案第21号 滝川市手数料条例の一部を改正する条例						
	議案第22号 滝川市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例						
	議案第23号 滝川市文化センター条例の一部を改正する条例						
	議案第24号 滝川市青年体育センター条例の一部を改正する条例						
	議案第26号 滝川市民福祉条例等の一部を改正する条例						
	議案第27号 滝川市立保育所条例の一部を改正する条例						
	議案第28号 滝川市空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例						
	議案第31号 滝川市サイクリングターミナル条例を廃止する条例						
	議案第32号 滝川市保育の実施に関する条例を廃止する条例						
	議案第33号 公の施設の指定管理者の指定について（軽費老人ホーム）						
議案第34号 公の施設の指定管理者の指定について（ふれ愛の里及び池の前水上公園）							

	の一部)
	議案第35号 公の施設の指定管理者の指定について (スポーツセンター)
	議案第40号 滝川市の公の施設の赤平市民の利用について
議	2 審査の経過
	3月13日、16日、17日、18日、の4日間にわたり、慎重な審査を行った。
事	3 審査の結果
	議案第1号については、委員長を除く委員8名により採決した結果、賛成多数で原案のとおり可とすべきものと決した。議案第13号から第15号まで、第18号から第24号まで、第26号から第28号まで、第31号から第35号まで及び第40号の19件については全会一致で、いずれも原案のとおり可とすべきものと決した。
の	
概	
要	
上記記載のとおり相違ない。 第1予算審査特別委員長 窪之内 美知代 印	

第1 予算審査特別委員会（第1 日目）

H27.3.13（金）10：00～

第二委員会室

開 会 9：59

委員長挨拶

委員長

おはようございます。第1 予算審査特別委員会の委員長を務めさせていただきます窪之内です。副委員長の三上委員です。よろしく申し上げます。私は、20 年間議員をしていますが、予算委員会の委員長は初めてで、いろいろと不手際もあることと思いますが、一生懸命やりたいと思います。今回は、骨格予算ということですが、体に例えると骨格というのはその後の肉づけにとっては本当に大事な骨格予算なわけですから、そうした意味で委員の皆さんもその骨格の本質をわきまえた質疑をぜひしていただきたいと思います。また、答弁者の皆さんには、委員の皆さんの真意を酌み取った形で簡潔に答弁をお願いしたいと思います。これから予算委員会の間、皆さん、よろしく申し上げます。ただいまより第1 予算審査特別委員会を開会いたします。

委員動静報告

委員長

ただいまの出席委員数は9名であります。
北海道新聞社の傍聴を許可しております。
これより本日の会議を開きます。
本委員会に付託されました事件は、
議案第1号 平成27年度滝川市一般会計予算
議案第13号 滝川市農政部の公の施設の指定管理者の指定に係る管理期間の特例に関する条例
議案第14号 滝川市教育委員会教育部の公の施設の指定管理者の指定に係る管理期間の特例に関する条例
議案第15号 滝川市における子ども・子育て支援法第87条の規定に基づく過料に関する条例
議案第18号 滝川市行政手続条例の一部を改正する条例
議案第19号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例
議案第20号 特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
議案第21号 滝川市手数料条例の一部を改正する条例
議案第22号 滝川市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例
議案第23号 滝川市文化センター条例の一部を改正する条例
議案第24号 滝川市青年体育センター条例の一部を改正する条例
議案第26号 滝川市民福祉条例等の一部を改正する条例
議案第27号 滝川市立保育所条例の一部を改正する条例
議案第28号 滝川市空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例
議案第31号 滝川市サイクリングターミナル条例を廃止する条例
議案第32号 滝川市保育の実施に関する条例を廃止する条例
議案第33号 公の施設の指定管理者の指定について（軽費老人ホーム）
議案第34号 公の施設の指定管理者の指定について（ふれ愛の里及び池の前水上公園の一部）

議案第35号 公の施設の指定管理者の指定について (スポーツセンター)

議案第40号 滝川市の公の施設の赤平市民の利用について

以上の20件となっております。

なお、議案関連のうち、第21号及び第40号は歳入関連、それ以外の議案17件は歳出関連でありますので、ご留意願います。

次に、審査の方法について協議いたします。

まず、日程についてですが、配付されております別紙日程表に基づいて進めることとし、終了時間については遅くとも午後4時をめどとして取り進めることでよろしいですか。

(異議なしの声あり)

委員長

異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたします。

次に、審査の進め方について協議いたします。

まず、審査の進め方ですが、歳出は款別に、歳入は一括して説明を受けた後、それぞれ関連議案を含めて質疑を行うものとし、討論、採決については最終日に行うことでよろしいですか。

(異議なしの声あり)

委員長

そのように決定いたします。

なお、意見は討論の際に述べていただくことになっておりますので、質疑は簡潔に行っていただき、特に付託事件以外の質疑は行わないようにご留意願います。

また、答弁については、部課長に限らず、内容を知り得る方で原則係長職以上の方が行ってください。なお、氏名、職名等を告げられないで答弁の許可を得た場合は、所属、職名、氏名を述べてから答弁してください。

次に、市長に対する総括質疑は審査日程の最終日に予定しておりますが、審査の過程で特に留保したものに限ることでよろしいですか。

(異議なしの声あり)

委員長

そのように決定いたします。

次に、討論ですが、付託されております20件の議案について一括して各会派の代表の方等に行ってもらふこととし、その順番は市民クラブ、新政会、公明党、清水委員の順とすることよろしいですか。

(異議なしの声あり)

委員長

そのように決定いたします。

なお、各会派等から出されました討論要旨につきましては、後日事務局で一括整理し、議員にのみ印刷配付することになっておりますので、ご了承願います。

最後に、資料要求の関係でお諮りいたしますが、予定される資料につきましてはお手元に配付されております。これ以外に関係で資料要求される方は、その都度要求を願ひ、その必要性を会議に諮り、所管部局の都合を確認した上で決定いたしたいと思ひますが、それでよろしいですか。

(異議なしの声あり)

委員長

そのように決定いたします。

それではまず、冒頭に資料要求をされる方はいませんか。

清水

起債残高見込みについて、市債の現在高、平成27年度末の見込みは172億3,196万円で、臨時財政対策債約69億円を除くと102億円余りと。27年度の予算は、い

かに基金を残すか、起債残高がどの程度のハイペースで減額するかということがポイントとして組み込まれたと思いますが、そこで平成32年度末、また37年度末の見込みを表で資料要求したいと思います。内容は、28年度以降の新たな起債分を除いて、まず一般会計市債現在高、臨時財政対策債を除く現在高、そして交付税措置を除く現在高、3つの形でそれぞれ5年後、10年後の起債残高見込みの表を資料要求したいと思います。

委員長 清水委員から資料要求がありました。所管部局は、資料を用意することは可能ですか。

高橋課長 平成32年度末及び37年度末をあくまでも試算ということの考え方で、資料の提出は可能でございます。

委員長 資料の提出は可能ということですが、清水委員からの資料要求について、本委員会として要求することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

委員長 それでは、所管におかれましては、資料の提出をお願いします。

ほかに資料要求ございますか。

渡 邊 平成27年度予算で要する経費において、事業を廃止した項目と総体の金額と成果があり、なしの基準について伺います。

もう一点、平成27年度で新規事業になる部分、これも予算総額と決定に至った部分のものがあれば資料を要求したいと思います。

委員長 所管部局は、2点についてですけれども、資料は用意できますか。

高橋課長 廃止をした部分については、若干お時間をいただきたいと思ひまして、来週月曜日までということをお願いしたいと思ひます。

それと、新規事業につきましては、記者発表資料の中に新規という形で明示されておりますけれども、それを抜き出して別紙にする必要があるのかどうかということと、廃止事業の成果という部分も廃止した事業と金額という部分は出せますけれども、成果については時間的に非常に難しいと考えております。

委員長 所管から説明がありました。渡邊委員、いかがですか。

渡 邊 ずっと行っている事業でその廃止に至った経緯というのは、確かに厳しい予算という中で事業も見直しを図っているというのは理解します。であれば、廃止事業の項目と総体の金額ということをお願いしたいと思ひます。

委員長 新規の事業については必要ないということによろしいですか。

渡 邊 確認しますが、新規事業の全てを予算大綱のほうで網羅されていますか。

高橋課長 全てというと、全てではないと申し上げるしかないのですけれども、主なものはほとんど掲載させていただいているところでございます。

渡 邊 新規事業については必要ありません。

委員長 それでは、所管部局では廃止事業についての総体金額、事業名について資料を用意できるということですが、渡邊委員からの資料要求について、本委員会として要求することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

委員長 それでは、所管におかれましては、資料の提出をお願いします。

ほかに資料要求ございますか。

(なしの声あり)

委員長 それでは、なしと確認いたします。

以上で、審査方法についての協議を終了し、早速審査に入りたいと思ひますが、

よろしいですか。

(異議なしの声あり)

それでは、日程に従いまして審査を進めることにいたします。

総括

委員長
山崎部長
委員長

最初に、総括についての説明を求めます。

(総括について説明する。)

説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、冒頭決定したとおり、審査は款別に進めることとなりますので、総括は款別にわたらないように質疑をお願いいたします。

質疑ございますか。

清 水

まず、電気料金が各款にわたりますが、北電のほかに電気の購入可能先はあると思うのですけれども、どのような先があるのか。また、単価比較などをした経過について伺います。

次に、清掃委託、管理委託の発注労務単価について、まず基準です。この労務単価の基準をどのようにしているか。2点目は、道の平成25年度の建設労務単価引き上げを札幌市などは清掃委託等にも取り入れておりますが、当市は恐らく取り入れるというよりは、それよりも積算単価が高いのだという答弁がされておりましたが、新年度はどのようになっているか、どのような積算をするのか。3点目は、発注に対する賃金増の依頼、報告を求めるなどの計画について伺います。

3点目は、市税滞納等によるサービス停止対象者ですが、これも市税の種類によって幾つかの款に分かれると思いますが、サービス停止対象者を滞納種別に人数、事業所数で伺います。

4点目、市の臨時職員採用についてですが、障がい者枠、新卒者枠、そして勤続年数1年未満、1年以上5年未満、5年以上で伺います。

5点目、定住自立圏の共生ビジョンで定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的な取り組みが整理されておりますが、予算にどのように反映しているのか、例を示して説明をお願いします。

次に第三セクターへの貸付金を減らす目的を含めて第三セクターから購入する財産はあるのか。また、あればその内容について伺います。

次は、全会計の職員、嘱託職員、臨時職員の各総数の前年度比較について伺います。

次は、嘱託職員、臨時的任用職員の給与や単価で前年度と違う点があれば、その主な内容について伺います。

ふるさと納税についてですが、まず寄附をどの程度見込んだのか、控除額はどの程度見込んだのか、プレゼント品の総額については予算書の総務費で出ておりますけれども、各見込み額について伺います。その2点目として、ふるさと納税は当市にとって財政的にどの程度のプラスと考えているのか伺います。

最後は、各種保険料ということで、それぞれの款でいろんな保険料を払っていると思うのですが、主なもの、3種類の保険の金額を伺います。

高橋課長

1点目の電気料金についてのご質疑にお答えをしたいと思います。

まず、滝川市は本年度、平成27、28年度の入札参加資格申請の受け付けの項目に電力調達を加えたところでございます。この電力調達の登録については、3社が登録されました。ご質疑の北電以外ということで、北電も登録したという

ことですが、登録した会社は株式会社エネットと伊藤忠エネクス株式会社の2社でございます。

それから、2点目の単価比較等の経過ということでございますが、昨年度特定規模電気事業者、いわゆる新電力、PPSのほうから見積もりを徴取しております。電力契約が高圧業務用の直営施設14カ所における現在の年間電力料金からの削減見積金額は170万円程度となっております。

なお、新年度にはこの調達条件を検討、整理した上で電力購入の入札を実施したいと考えております。

遠藤係長

清掃委託、管理委託の発注労務単価についてご答弁いたします。

まず、基準は何かということと札幌市などでは取り入れたが、本市はということですが、設計の積算につきましては基本的に各所管課の責任において行っているものですが、滝川市では清掃ですとか役務提供型の業務につきましては最低賃金法による労務者の賃金をもとに社会保険料等を加味して設計しているところでありまして、札幌市が採用していると思われまます建築保全業務の労務単価とは基本的に別のものを使用しておりますが、最低賃金が上がっておりますので、その分は加味しております。

次に、発注先に対する賃金増の報告などを求める計画ということですが、人件費につきましては先ほど申し上げたとおり社会保険や福利厚生費なども含めて適切な積算を心がけております。また、民間の賃金水準につきましては、あくまでも企業において決定されるものと認識しておりますので、滝川市としての賃上げの要求や報告を求めるなどの予定は現在のところございません。

越前課長補佐

税務課としては、滝川市税の滞納者に対する行政サービスの制限に関する基準の第4条の2についての部分しか把握しておらず、あくまで個人に対する制限であり、事業所に対する制限は含みませんが、その部分のみお答えさせていただきたいと思っております。平成25年度実績としては、ごみ袋の支給関係として5件、私立幼稚園就園奨励費補助金として7件となっております。

小畑課長補佐

市の臨時職員の採用について、まず、1点目、障がい者枠でありますけれども、これは臨時職員ということに限定したものではありませんが、正規、非正規を含めてということで、現在実人数として11名の障がいのある者が在籍しております。これによりまして法定雇用率2.3パーセントを満たしているという状況でございます。この11名を確保いたしまして予算上は予備で1名ということで、合計で12名分を見ているというところでございます。

それから、新卒者枠につきましては、昨年一人の枠を持ちまして募集をかけたのですが、市内の高校を中心に就職率が好調であったということで応募がございませんでした。その状況を受けまして今年度も特に市内の3つの高校については、就職率が依然として好調であるという状況を見まして、来年度については新卒者枠についてはゼロということにしております。

それから、臨時職員の勤続年数ですけれども、現在在籍しております109名の内訳でありまして、1年未満の者が44人、1年から5年の者が42人、5年以上の者が23人ということでございます。基本的には、一般事務については3年以内で運用させていただいております。特殊な資格を持っている職員で、かえりたいという職員についてはそれより長い期間での運用とさせていただいております。

それから、全会計の職員、嘱託職員、臨時職員の各総数の前年度比較というこ

とでございますけれども、平成27年度につきましては26年度と比較しまして、これは全会計、病院も含めてですけれども、全体で1,218人という人数については変更ございません。その内訳としまして、正規職員についてはマイナス4人、嘱託職員についてはプラス7人、臨時的任用職員についてもマイナス3人ということで、1,218人は変わりありません。

それから、嘱託、臨時職員の報酬、賃金の前年度と違う点ということでございますけれども、まず嘱託職員の報酬につきましては職員、正規職員の給料表をベースに作成しております、昨年の人事院勧告の中で職員の給料が7年ぶりにプラスの改定になったことを受けまして、それに基づいて多くの職種で引き上げをさせていただいております。例えば嘱託事務員で月額14万8,000円のところ14万9,900円、1.3パーセント程度のアップというところで整理をさせていただいております。

また、臨時的任用職員の賃金単価ですけれども、最低賃金が14円上がったことですか、今申し上げた職員の給与改定があったというところを踏まえまして、多くの職種で10円程度のアップ、一般事務員については760円の時給単価を770円としたところでございます。

安田主査

定住自立圏につきまして答弁させていただきます。

平成26年11月の共生ビジョン策定に当たりましては、既に連携しております既存事業を中心に策定したところですが、中心市がまとめて予算を持っているというわけではなく、各市町における事業実施の所管課において予算化しております。例えば共生ビジョンの病院群輪番制運営事業につきましては、予算書の95ページの保健衛生対策に要する経費の中で病院群輪番制運営事業負担金として計上しております。また、共生ビジョンの消費生活相談の広域対応につきましては、予算書の67ページの消費者対策に要する経費のその他諸費に委託料として含まれているというように、各経費において計上しているところでございます。

なお、共生ビジョンにつきましては、平成26年10月の見込み額を記載しておりますので、27年度以降につきましては26年10月時点の予定額もしくは事業内容や規模が前年度と同程度と見込まれる場合には前年度と同額を記載しておりますので、金額が一致しない場合がありますことを申し添えいたします。

高橋課長

6点目の第三セクターから購入する財産はあるのかというご質問でございますけれども、現在のところ第三セクターの所有する財産で市が活用を予定しているものがないということでございますので、購入の予定はございません。

原田主査

ふるさと納税について、まず、寄附額、予算として1,000万円を計上させていただいております。また、ふるさと納税の控除額推定についてでございますが、ふるさと納税をしていただいた方が住んでいる市町村で受けるものでございます。一般的に申しますと、寄附金のうち2,000円を超える部分につきましては一定の上限まで控除されるものでございます。これにつきましては、非課税の方は対象外ですし、寄附する人の収入や家族構成に応じて変わるので、ご承知おきください。

さらに、プレゼント品の総額の見込み額ということですが、特産品の返礼の予算につきましては300万円、そのほか郵送料に164万9,000円を見込んで計上させていただいております。

次に、ふるさと納税は当市にとって財政時にどの程度のプラスになるのかとい

うことのご質疑に対してお答えさせていただきます。先ほど申しました寄附の控除はふるさと納税をしていただいた方が住んでいる市町村で受けるものですので、それを除きお答えさせていただきますが、予算上歳入で1,000万円、歳出事業費で571万7,000円を見ておりますので、428万3,000円のプラスと考えております。また、滝川ならではの特産品の返礼として扱わせていただきますので、市内業者さんの販売ルートに新たなツールとして加わることで販路拡大につながり、販売増による産業振興を期待しているところでございます。

堀課長補佐

保険料についてお答えをさせていただきます。

金額の大きいものから3つ、お答えさせていただきます。まず、科目が教育費、小学校費になりますが、児童生徒のけがなどに対応するため日本スポーツ振興センター納付金、これが177万円、次に同じく教育費の高等学校費になりますが、こちらのほうも同じく日本スポーツ振興センター納付金、これが156万5,000円、3番目に総務費、総務管理費、財産管理費になりますが、公共施設の建物の保険、これが126万8,000円です。

清 水

まず、職員、嘱託職員、臨時職員の各総数はわかったのですが、平成26年度が何人で27年度が何人かという内訳を伺います。

2点目は、清掃委託、管理委託の労務単価の基準ですが、最低賃金法と社会保険料ということであると、札幌市の二十数パーセントアップさせたというものに対して、滝川市が高いというように今まで答弁されていたのですけれども、果たしてそうなのかという疑問が少し湧いたのですが、そういう点でお伺いをしたいと思います。

ふるさと納税については、控除額というのは滝川市民がほかの自治体にふるさと納税する場合に滝川市税を納入するときの控除がふえる金額を聞いたわけです。要するに滝川にとって収入減になるということでお聞きしましたので、その金額、見込みをお伺いしたいと思います。

保険料について、交通事故については意外と保険料が低いのだなと思ったのですが、126万円以下と。専決処分で1年間足したら恐らく100万円は優に超えているのではないかと思うのです。だから、保険料よりも事故のときの支払いのほうが多い保険というのはすごくいい保険だなと思うので、車両にかかわる保険料の総額、どういう保険で総額は幾らかということでお伺いします。

小畑課長補佐

正規職員、嘱託職員、臨時職員の内訳について、まず、平成26年度の人数でございますが、総数1,218人の内訳ですけれども、正規職員が740人、嘱託職員が231人、臨時的任用職員が247人でございます。それから、平成27年度総数1,218人は変わりませんが、正規職員は736人、嘱託職員は238人、臨時的任用職員は244人という内訳でございます。

遠藤係長

清掃委託、管理委託の労務単価について、札幌市で二十数パーセントほど上がっているということですが、それについては承知していませんが、労務単価につきましては平成26年度から27年度で4パーセントほど上がっていると認識しています。滝川市の積算におきましては、建設工事等の北海道の歩掛りがあるものについては、基本的に道の歩掛りを準用するという運用しておりますが、それ以外の業務につきましては発注者の責任におきまして適切な積算を行うように心がけております。

半井課長補佐

ふるさと納税の控除額の関係についてお答えさせていただきます。

平成26年度の実績でお答えさせていただきたいと思いますが、地方自治

体への寄附を行った対象者が16件で、その控除額につきましてはおよそ57万円となっております。

松本係長

自動車保険について、お答えさせていただきます。

保険の内容といたしましては、1事故対物賠償が500万円、対人賠償は無制限という内容となっております。件数としまして平成26年度2月末現在の事故でいきますと、総務費におきまして事故で車両保険を使用して修理した分が5件、総額41万9,560円、損害賠償として相手方にお支払いされた保険の対応分としまして2件、46万2,063円となっております。また、保険料につきましては、平成27年度は総務費として合計として30台、53万1,474円となっております。

清 水

今のご答弁はわかったのですが、1点、再質疑を忘れたものがありますが、質疑してよろしいですか。

委員 長

質疑を認めます。

清 水

5点目の定住自立圏ですが、共生ビジョンに基づく予算の増額、つまり定住自立圏の協定をしていなければ増額がないものが何件かあると受け取ったのですが、そういうことで確認していいのか伺います。

稲井課長補佐

定住自立圏の共生ビジョンに基づいて、その前段にあります協定の範囲で予算の増額ということのご質疑でありますけれども、既存事業については先ほど説明をさせていただいたとおりです。例えば新たにこれから事業をやる場合、予算が発生するという事業が出た場合においては、まずは協定の範囲内でなければ予算計上ということはできないということになりますし、協定の範囲を超えるものを新たに起こすということになりますと、協定の議決を経て、その後に共生ビジョンの改定を行って予算の増額の計上をしていくという形になるかと思えます。

清 水

共生ビジョンの中に入っている既存事業費は予算に計上されているけれども、それは定住自立圏協定によってその事業が拡大されたりして予算増になっているものではないというようなご答弁だったように思うので、それを確認したい。

2点目は、共生ビジョンに基づく事業の拡大とか、共生ビジョンの範囲内であれば新たな議決は要らないわけで、今回そういう拡大による予算増は含まれているのかということでお伺いします。

稲井課長補佐

今回の当初予算の計上におきましては、事業の拡大部分の計上はございません。今後さまざま推進会議ですとか、部会ですとか、共生ビジョン懇談会ですとか、そういった経過を経ながら検討を引き続き進めていくということになってございます。

委員 長

ほかに質疑ございますか。

山 口

全予算で燃料費の積算価格は幾らですか。

堀課長補佐

まず、A重油、1回供給1万2,000リッター以上で66円、同じくA重油、6,000リットル以上で69円、同じくA重油、6,000リットル未満で72円、軽油が102円、灯油、1回供給1,000リットル以上で66円50銭、同じく灯油、1,000リットル未満、ホームタンクで68円、灯油の小口が69円50銭の金額で積算しております。

山 口

ガソリンについてもお願いします。

堀課長補佐

ガソリン、レギュラーで1リットル118円になります。金額は、いずれも税抜きの金額でございます。

委員 長

ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員 長 それでは、以上で総括の質疑を終結いたします。
それでは、款別の審査に入ります。

議会費

委員 長 議会費の説明を求めます。
菊井事務局長 (議会費について説明する。)

委員 長 説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員 長 それでは、質疑がないようですので、質疑の留保はなしと確認してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

委員 長 そのように確認いたします。
以上で議会費の質疑を終結いたします。

総務費、消防費、公債費、諸支出金、職員費、予備費

委員 長 総務費、消防費、公債費、諸支出金、職員費、予備費を一括して説明を求めます。

山崎部長 (総務費のうち総務部が所管する部分、一部他の所管の部分も含めて増減の主なものについて説明する。消防費、公債費、諸支出金、職員費、予備費について増減の主なものなどを説明する。)

樋郡部長 (総務費のうち市民生活部に関連する予算について説明する。)

委員 長 説明が終わりました。
これより関連議案第18号、第20号及び第28号を含めて一括質疑に入ります。
質疑ございますか。

清 水 61ページの国際交流事業に要する経費の中の滝川国際交流協会補助金、345万円の財源内訳ということで、全額一般財源か、それとも交付金等があるのか伺います。

2点目は、外国青年招致事業の財源内訳について伺います。

3点目、自治体職員協力交流事業で、今のご説明ではこの中にモンゴルの職員の受け入れが入っているというご説明だったと思いますが、まず研修事業実施委託の委託先及び委託内容について伺います。そして、2点目として、これまでもそうだったということでしょうか、モンゴルの職員との交流、これが自治体職員協力というのは、一般的には外国ですから名称と内容がなじまないのかなと思うのですが、そこについて伺います。

次は、ふるさと納税ですが、業務委託料の内容と効果の見込みと。先ほど来のご答弁でふるさと納税については、1,000万円の寄附を見込んで371万円の財源がふえると。歳入がふえるということですが、これをここでいう納税推進に要する経費で、そういう経費をかければかけるほどせっかく寄附してくれたお金が歳入でなくなってくると。地域物産の、地元物産の拡販等につながるというメリットはもちろんわかるのですけれども、ふるさと納税推進というのはやはり地方の財源対策という意味合いも強くあるのかなと思いますので、考え方について伺います。

次は、67ページ、空き家等の対策で、まず対象戸数、連絡がとれていないなど対策が困難な事例の戸数、公的な対応が必要な事例について、それから不動産

業や建築士的な対応が必要な事例について伺います。

次に、空家等危険防止補修工事費84万1,000円の概要について伺います。

69ページ、まちづくりセンターみんくるですが、階段の照明が暗いですが、公共施設の階段のスイッチを利用者個々に任せるのはいかがなものかと。センサーつきというのが最も適しているのではないかと思うのですが、これまでも検討されたとは思いますが、経過について伺います。

次に、公衆無線LANの維持経費について伺います。

次、67ページ、街路灯設置費補助金です。街路灯3種類の割合は、平成28年度末までにLED灯40本、ナトリウム灯45本、水銀灯15本という目標を設定されておりますが、ナトリウム灯からLED灯、また水銀灯からLED灯にする場合の電気料金、定額制の場合の差は、1灯当たりどれぐらいの差が出るのか。代表的なもので結構です。また、何年で設備代の元が取れるのかということについて伺います。2点目は、ナトリウム灯からLED灯にかえたいという申請も上がってきているのではないかと思います。どの程度あるのか、また設置費を補助した実績について伺います。次に、水銀灯が15パーセント残るのですが、これについてどうしても水銀灯でいきたいというところがあるというように聞いておりますが、対策について伺います。4点目は、市の電気料金負担は平成29年度以降どのように推移すると見込んで27年度予算を組んだのかということについて伺います。5点目として設置費補助金及び維持費補助金の財源ですが、全額一般財源なのか、交付金の一部あるのか、また一般財源の中の交付税措置分を伺います。

それと、通告していないのですけれども、73ページで市議会議員及び市長選挙の執行に要する経費で2点伺いたいのですが、1点目は高齢者、障がい者等椅子に腰をかけながらでないと靴を履きかえられないという方がたくさんいらっしゃるのですが、玄関が一緒なので、なかなか落ちついて椅子に座ってということができないのです。だから、玄関を2つに分ければ、玄関を1つはそういった椅子を置いておいてゆっくり履きかえてくださいというような玄関のあり方について考えを伺いたいと思います。2点目は、車椅子ですけれども、これも車からおりて会場にある車椅子に乗ろうというときに車椅子が折り畳んであったり、なかなか探しづらかったりすることもあるようなのですが、明らかにそこに車椅子があって、しかも、そこに広げてあり、すぐ使えるような状態で投票を行うべきだと思うのですが、考えを伺います。

山内課長

滝川国際交流協会補助金345万円の財源は全額一般財源かと。全額一般財源でございますが、これまで先達の皆様が一生懸命ためていただいた国際交流基金から繰り入れさせていただいております。

それから、2点目、外国青年招致事業の財源ですが、こちらは普通交付税になってございます。

それから、3点目の職員協力交流事業ですけれども、こちらにつきましては総務省の外郭団体でございます一般財団法人自治体国際化協会、通称CLAIRという団体がございまして、こちらのほうの事業を活用しての研修員受け入れでございますので、この名称を使わせていただいております。

原田主査

ふるさと納税の推進につきまして、業務委託料の内容と効果見込みについてお答えさせていただきます。

こちらの業務委託につきましては、寄附金の9パーセント、90万円を見込ませ

ていただいております。その内容につきましては、ふるさと納税のポータルサイトの取り扱い、名簿管理、商品の取りまとめ、商品発送、さらにはクレーム処理などの業務の委託でございまして、お礼状や受領書、ニュースレター、宣伝チラシ、こちらの発送業務につきましては含まれておりません。効果につきましては、今後できるだけ市の特産品をラインアップしたいと考えております。これを前提に考えまして、かなり複雑化する商品を取りまとめ、食べ物の安全性も考慮しながら素早く発送処理などをしなければならないため、ノウハウのある業者にスムーズに処理してもらうことは寄附者へのサービス全般に関して非常に効果があるものだと考えております。また、少しでも多くの方に滝川市へ寄附していただくためにも、閲覧数の非常に高いポータルサイトに掲載した上で、クレジット納付が可能となり、歳入増の効果も期待しているところでございます。

原田課長補佐

空き家対策について、1点目、空き家等の適正管理の対象戸数についてですが、現在まで延べ65件を危険空き家として認定しておりまして、うち33件につきましては解体または修繕により解決済みです。残り32件のうち20件につきましては、修繕、解体の意思表示をしてもらったもの、12件が未解決となります。次に、連絡がとれないなど、対策が困難な事例についてということですが、交渉が困難な案件は数件抱えておりますけれども、登記簿など公的な情報のほか現在建物を管理している身内の方がいないかなど近所から聞き取るなどして、ありとあらゆる方法を用いて交渉の突破口を継続して調査しているところです。3点目、法的対応が必要な事例についてということですが、法的対応を必要とした事例は現在のところありませんが、そういった事例が生じた場合には弁護士等の助言を受けながら慎重に対応してまいります。

4点目、不動産業、建築士的な対応が必要な事例について、業者の紹介ですとか傷みの程度、危険性の程度把握についてということですが、まず業者の紹介について、例えば解体の意向のある方に対しては希望がある場合には市のホームページなどで公表されています競争入札参加資格のある業者を参考までに紹介した事例はあります。専門的な見解の必要性ということについてですが、現在も建築住宅課などの関係所管と連携しながら対応しているところですし、弁護士からのアドバイスをもとに対応しております。建築にかかわる専門的な見解が必要がある場合には、必要に応じて建築士など外部有識者からのアドバイスをいただきながら取り進めてまいります。

次に、補修工事費84万1,000円の概要ですが、2件分の工事費を計上したものです。内容につきましては、2件とも倒壊の危険がある建物の倒壊防止工事になります。現在抱えている案件のうち、建物自体の危険度や周辺環境を総合的に見て優先順位をつけて実施していきたいとするものですが、物件の状況は絶えず変化していくことから、その時々状況に応じて臨機応変に最善の対策をとっていきたくて思っております。

高橋課長

先ほど、原田主査から答弁がありましたふるさと納税についてでございますが、経費をかけるほど歳入がなくなるのではないかとご質問について、私どものふるさと納税の考え方としては、寄附額の半分以下で全ての経費を賄う、送料等の事務費等も含めて、そういう考え方をとらせていただいております。それと、ふるさと納税を取り巻く状況でございますが、国が寄附控除の優遇をさらに行うというようなこともありますので、この状況の中でやはりふるさと

納税に取り組んでいく必要性が非常に高いと判断しております。また、国からは技術的助言として還元率ですとか、金額が高い、幾ら相当の金額ですとかということを表示してはいけないという通達も出ております。そういうあおるようなことを進めるようなことは、ないように取り計らってほしいという国からの通達もございますので、私どもとしてはその範囲の中で進めていきたいし、先ほど清水委員のおっしゃられたように地場製品の振興、そして少しでも滝川の産品を寄附された方にご紹介することによって、その産品を後ほど寄附以外でもご購入いただけるようなことになるようなことも考えておりますので、このような形の中で歳入確保と地場製品の振興という両面で進めていきたいと考えております。

越前副所長

階段の照明について、センサーつきを検討しているかということですが、現在階段室は利用頻度が少ないことと節電のため、消灯している状況です。センサーつき照明に切りかえるには、5階までの各階にセンサーの設置が必要で、費用も高額になることから、引き続き利用されるお客様に点灯、消灯のご協力をお願いしたいと考えております。このためスイッチの場所をわかりやすくするために、階段室に出入りするドアにスイッチの案内と消灯の協力願いの表示をしたところ です。

次に、無線公衆LANの維持経費についてですが、毎月かかる経費としては無線、有線にかかわらずかかるものになりますが、市民用インターネット専用回線としてフレッツ光利用料が5,616円とプロバイダー利用料が2,865円の合計8,481円となっています。

横山課長補佐

街路灯について、5点質疑いただいたのですが、事前に口頭で通告をいただいたのが1点のみですので、2点目以降、若干お答えできる材料を持ち合わせていないものもございますので、あらかじめご承知願いたいと思います。

まず、1点目でございます。水銀灯からLED灯、それからナトリウム灯からLED灯に切りかえをした場合の電気料金の差、それからそれを何年で元が取れるのかというご質疑でございますけれども、まず試算の前提といたしまして現時点における電気料金をベースとして、また工事費については最大の事例、これのケースでお答えしたいと思います。まず、100ワット水銀灯から20ワットのLED化への切りかえにつきましては、電気料の効果額としては約5,746円、これは何年で元が取れるかといいますと約3年と考えてございます。60ワットナトリウム灯から20ワットのLED灯への切りかえにつきましては、電気料の差額といたしまして約2,873円、年間の額でございますけれども、元が取れるのは約6年弱で工事費の町内会等負担分の投資が回収できると試算しております。しかしながら、電気料値上げ前のLED灯の切りかえを始めました平成25年時点におきましては、100ワット水銀灯から20ワットLED灯への切りかえは5年弱、60ワットナトリウム灯から20ワットのLED灯への切りかえは10年弱回収まで期間を要すると見込んでおりました。今後におきましても国で進めております電気料金の全面自由化ですとか北電の取り組み等、料金の変動の可能性がかなりあるということも想定に置きまして、町内会等に損をさせることのないようじっくり状況を見きわめながら、まずは市としては平成28年度末のLED化率40パーセント、省電力等の占有率が85パーセント、これを目指してより効果の大きい部分について地域と相談させていただきながら取り組んでいきたいと考えてございます。

2点目、ナトリウム灯からLED灯へ切りかえたいという申請の件数はどうなっているのかというご質疑でございますけれども、申しわけございませんが、手元に資料を持ち合わせてございません。今のところは若干数であったと記憶してございます。

3点目、水銀灯について、先ほど申しました目指す目標が平成28年度末に85パーセントということで、100パーセントでない。残り15パーセントの部分、どうしていきたいのかというご質疑かと思えます。残りの15パーセントにつきましては、これまで長い間かけてナトリウム化、それからLED化の効果をお知らせするなどして取り組みをお願いしてまいりました。しかしながら、町内会等の中にはその取り組みが困難な事情があるというところがございます。それが15パーセントということでございます。まずは、これらにつきまして、LED化を進めている現時点において改めて各町内会等ごとに個々の影響額を算出いたしまして、説明してご理解をいただき、ご協力をお願いしていく準備をしているところでございます。

なお、この取り組みにつきましては、現時点においても一部の町内会等に対しては既に行っているところであり、渡邊議員の本会議における発言もございましたとおり、より積極的に町内会等への働きかけをしてまいりたいと考えてございますので、ご理解願いたいと思えます。

それから、4点目、市として電気料金を平成29年度以降どのように推計した中で考えているのかということでございますけれども、先ほどもお答えいたしました。現在国の中でも電気料金の全面自由化等の動きも進んでございます。また、北電等もさまざまな取り組みをしているようでございます。こういった料金の値下げ、値上げなど変動の可能性がかなりあるということで、今時点で具体的にこうなるからこうだという部分を想定した上で平成28年度末の数値を見込んだわけでないということで、ご理解願いたいと思えます。

井上事務局長

2点質疑いただきました。1点目として、椅子の設置につきましては以前にご指摘いただいた部分もあり、現在においては対応させていただいているところでございますけれども、ただその施設、施設においての玄関の大きさ等があることから、2つに分ける、あるいは広さを十分にとるとすることは難しいと考えております。

また、2点目の車椅子に乗りかえるときに、施設に設置している車椅子を常時広げた状態にしておいてはどうかということですが、これにつきましてもできる限り、広げた状態で対応させていただきたいと考えております。また、選挙前に事務従事者の方への説明会を開いておりますので、そのときに事務従事者の方に周知を図りたいと考えておりますが、これについても施設の玄関の広さというものもございますので、全投票所における対応については難しいと考えております。

万年係長

街路灯に関する普通交付税措置の額について、項目としてはないのですけれども、地域振興費の単位費用の中で一部防犯灯設置助成事業というものがあります。ただ、この内訳は明確には示されておらず、4,000万円ほどと書いてありまして、7項目あります。単純に7項目で割り返し、滝川市に置きかえますと200万円ほど入っている計算になります。

清 水

外国青年招致事業は、全額交付税措置とお聞きしました。これは100パーセント、今回でいうと1,567万円が措置される見込みなのか伺います。

2点目は、まちづくりセンターみんくるについてですが、高額というのはどの程度の金額かということをお伺いいたします。

街路灯については、結局若干数はナトリウム灯からLED灯に設置費補助金を支出した実績があるということで確認していいのか伺います。

水銀灯の残りの対策ですが、LED化するとき街路灯補助金交付規則では事業費の上限が3万5,000円なのです。そうすると、いわゆるハイウエー灯的なものや商店街のシャンデリア形式の場合は、とても3万5,000円では追いつかないわけで、恐らくその5倍とか、10倍まではいかないのしょうけれども、その水銀灯をLED灯にかえていくためには今の規則ではちょっと追いつかない。要するにメリットがないというか、そういうことが原因で進まないのではないかと思いますので、その点を伺いたいと思います。

工藤所長

まちづくりセンターみんくるのセンサー設置の部分で幾らぐらいかかるのかということでございますけれども、一応正式に見積もりを出してもらっているわけではございませんけれども、業者のほうに見ていただきましたところ、配線等の工事も必要になってくるだろうということで、15万円程度はかかるだろうということでございます。

横山課長補佐

街路灯について、まず、1点目として若干数ナトリウム灯からLED灯へした事例があるということで確認していいかということでございますけれども、基本的にまず申請を前年度にいただいて、例えば町内10灯、20灯ですとか、それを次の年度に切りかえをしていくことになるのですが、そういう大きな形でナトリウム灯をLED化したという事例はないかと思います。そういった形のものとは別に事例としてございますのは、例えばナトリウム灯が設置されておりました。それが例えば壊れてしまったとか、そういった場合にナトリウム灯からLED灯への1灯だけの切りかえという事例がたしかあったなということでございますので、市として電気料の削減を目的としてナトリウム灯からLED灯への切りかえを承認したという事例はないと考えてございます。

2点目ですが、ハイウエー灯、それから商店街、こういったところの工事費が3万5,000円でおさまらないような高額なところがあるということで、町内会ではなかなか進まない、工事の意欲が湧かないというところがあるのではないかとというようなご指摘でございます。確かに町内会で1灯式で立っているような街路灯よりは、明らかに規模の大きい街路灯がございまして、そういった側面もあるのかなというように把握してございます。現在、先ほど申しました平成28年度末まで85パーセントを目標に切りかえを町内会の皆さんへお願いしていきたいと考えてございますけれども、並行してこの期間を利用いたしましてこういった町内会に具体的に切り込み、こういった形でやっていけばいいのかということも双方協議する中で検討していきたいと考えてございますので、ご理解願いたいと思います。

山内課長

ただいまの外国青年招致事業の内訳の件でございますけれども、1,567万1,000円ということで出てございますが、このうち国際交流員自体に払い込んでいただく家賃収入105万円が含まれております。そして、普通交付税で1人当たり措置される金額が472万円となっております。これの掛ける3人分ということでございます。予算上は、このようになってございます。

委員 長
山 口

ほかに質疑ございますか。

まず、市長の肝いりで生まれた民間シンクタンクですが、新年度も開催される

と思うのですけれども、開催の予定、年間回数と、それから予定されている審議事項等、もしわかっていれば教えてください。

それと、審議の結果が行政の施策になる流れと申しますか、システムと申しますか、その結果が行政に生かされることになるのはどういうルートを通して成立していくのかということをお聞かせ願いたいと思います。あわせて運営関係の費用等どこにのっているのか伺います。

それと、統一地方選挙ですけれども、市民のクレームで投票用紙に本人が書けない障がい者とか高齢者に付添人がついている場合の対応は、どのようにしているのか、またそれを各投票所にどのように周知徹底しているのかお聞きしたいと思います。

それと、私が提案した新成人等の立会人の実施はされるのかどうか伺います。民間シンクタンクにつきましては、これまでの過去の経過といたしまして北海道医療大学との連携ですとかリング発泡酒の試作品、こういったものについては民間シンクタンクからの提案でありましたけれども、それに関する会議等の頻度、そういったものにつきましては不定期であります。まず、組織体といたしましては一般社団法人ということで会計が独立しておりまして、その運営自体は法人の中で費用が賄われているということになってございますし、新年度に向けての提案、提言等についてはまだ政策予算等に向けての協議というものは行っておりませんが、今後不定期ではありますけれども、打ち合わせを行いながら政策として取り入れたり、また反映するものも検討していきたいと考えてございます。

稲井課長補佐

井上事務局長

まず、投票用紙の関係で、付添人と一緒に来られて本人が記載できない場合ということですが、代理投票の制度がございまして、受付の段階でその旨をご説明いただければ、その投票所の事務従事者が代理投票ということで、2人の従事者が対応して投票していただけるという状況になっております。また、その投票の仕方については、各投票所に周知してございますので、該当される方が投票所に来られた際はその旨を受付でお伝えいただければ対応は可能でございます。

投票立会人の関係につきましては、3月の広報たきかわで、選挙管理委員会から選挙について周知させていただいておりますが、その中に記載させていただきまして、現在1名の方の申請を受理させていただいているところでございます。

山 口

まず、シンクタンクの件ですけれども、例えば発泡酒が実現したと。それはそのシンクタンクの会議に職員が同行していて、その職員が担当部署に伝えて、検討を重ねて施策として実現するというシステムになっているのか、それとも市長が後で関係部署にこういうことを検討しなさいと指示して実現するのか、その辺の流れを聞きたいのです。

それと、投票の件ですけれども、例えば障がいのある子供が自分で書けないけれども、親がどの人と言って指を指して、親が代理で書くのを立会人が見ていて投票ができるということはいいか伺います。

井上事務局長

障がい者の方と一緒に来られた親が指示された部分においてということですが、それは本人の意思での投票になりませんので、認められません。

稲井課長補佐

民間シンクタンクとの打ち合わせ、それから政策化の流れですが、まず一般社団法人たきかわ未来会議としての会議、これについては総会を初め、ある程度

定期的に各会合が開かれていると伺っております。その中で特に政策化をすべき事項が発生した場合、または行政のほうで検討を要する事項が提案される場合においては適宜関係職員が打ち合わせに伺うこともございます。また、市長から指示がおりるといっても一方であるということもございます。

山 口 確認ですけれども、投票の事務従事者が代理で、障がい児の意思で書くのはいいのですか。

井上事務局長 障がい者の方が来られて、記載台のほうに名簿がございますので、その名簿にこの人をと指を指す等のしぐさをしていただければ、代理者が記載して、障がい者の方に確認をとって投票していただくということで今現在対応してもらっています。

委員 長 ほかにも質疑ございますか。

荒 木 街路灯のLED化の件で、各単位町内会が予算を編成する時期なので、間違った認識を我々が伝えないために確認ですけれども、平成26年度の予算より半減しているのは、おおむね何年間の計画だったのか、あるいは去年が異例でLED化に向けた予算を増額したのか伺います。

横山課長補佐 LED化について、去年900灯余りの予算ということもございます。先ほど申しましたとおり、平成28年度末までに40パーセントを目指すということもございます。一応こういった形で計画を立てたのが昨年から大幅に始めたわけでございますけれども、通常ですと3年間同額で予算をつけるということが基本的なところかと思うのですけれども、なるべく早いうちに大きな投資をしたほうが大きいということで、昨年度は933灯ということでもございました。その後につきましては、確定の数字を持っていたわけではないのですけれども、最終的には40パーセントを目指して平成28年度まで進めていくということになると、今回提案をさせていただいた灯数が減になったということもございます。

関 藤 国際交流事業の件で、先ほど清水委員の答弁でちょっと疑問に思った点があるので、質疑させていただきます。

交付税措置が1人当たり472万円、ここで計上されているのが3人分ということですから約1,416万円で、私の認識が間違いなければ多分外国青年招致事業、給与1人当たり30万円掛ける12カ月で360万円、3人分だと1,080万円という金額になります。この1,567万1,000円を3人で割ると1人当たり約520万円の金額が計上されるわけですが、給与の中から家賃が支払われるとなるとちょっとこの金額がおかしくなってくるかと思うのですけれども、給与以外にかかっている経費は何なのか。それから給与から外国人みずから支払っている金額はどのようなものが支払われているのかをお伺いいたします。

山内課長 家賃100万円は、歳入でいただいて、歳出ということで出さなければならないものですから、100万円を含めさせてもらいました。ですから、現在のところ46万円が差額ということになります。

(「人件費以外に……」と言う声あり)

委員 長 答弁が不十分なので、改めて関藤委員のほうから質疑願います。

関 藤 人件費以外に保険とかその他いろいろな経費があると思うのですが、人件費以外に支出されているもの、それから人件費の中から外国人みずから給与の中から支払われているものの金額の内訳について伺います。

山内課長 国際交流員本人の給与から支払っているものは、共済費、保険等はございますけれども、それ以外はございません。それ以外にこの金額から払われているの

は、旅費で来日旅費、帰国の旅費でありますとか、そのほか研修等にかかわる旅費、自治体国際化協会等に係る負担金、そのほか本人が行う事業等で少ないですけれども、消耗品でありますとかがございます。

委員長

それでは、この辺で昼食休憩に入りたいと思います。

再開は13時からといたします。

休 憩 11:55

再 開 12:58

委員長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

引き続き質疑をお受けいたします。質疑ございますか。

大 谷

私も最後の予算委員会となりまして、今までわからないのにそうかなと思いがら見過ごして手を挙げずにきた部分もありますけれども、今回はこんな小さいことも聞くのかと思うようなことにもちょっと触れてまいりたいと思っておりますので、その辺最後は仕方がないということで、よろしく願いたいと思います。

それでは、59ページ、庶務事務に要する経費ですが、ここに表彰者選考審議会委員報酬以下、6項目の審議会等があるのですけれども、何回ぐらい会議をして、何人くらいで行っているのか。それぞれ違うと思うので、それぞれの項目ごとに、そして何パーセントくらい女性が参画しているのかということもお尋ねしたいと思います。中には、その年度で一回も開催されなかった審議会もあるということも聞いておりますが、その辺もあわせてご答弁いただきたいと思っております。

次、67ページ、男女共同参画に関してですが、この中の男女共同参画推進協議会補助金1万5,000円については、ずっと変わらず、内容も承知しておりますが、その他諸費で昨年は24万9,000円、これが11万7,000円になっております。昨年推進計画等もできたわけですが、こういったものの作成費等も入って昨年が多かったと思うのですが、その少なくなっている内訳を聞きたいということと、推進計画ができてそれぞれ進めていると思うのですが、先ほどの審議会の女性委員の参加との関係からいって、そういう点で吉井副市長からもぜひ進めるような方向でいろんな審議会、出せるものは女性を出してほしいというようなご答弁もいただいておりますが、現段階でどのような状況、少しは進められている状況にあるのかお聞きします。ここでは、その他諸費が下がっている部分と進んでいるかどうかの状況です。

それから、市民会館の運営管理について、ここは現在どのように使われているのか。チョッちゃんのコレクション等が入っているのはわかるのですが、その他にどのような利用がされているのか。経費としては、39万7,000円はどのような費用として使われているのか伺います。

次、69ページ、未来へつなぐ市民力推進事業補助金ですが、先ほど樋郡部長から実績を踏まえて300万円のところを200万円に減額したというお話がございました。これは、実施計画を見てその推進の費用を出すほどの内容ではないということなのか、それとも申請が少ないのか。また、申請をして計画が認められるにはなかなか難しいと帰されているということも聞いていますが、申請しやすいような方向を検討されているのか、ただ減額で切ってしまったのか、その辺のいきさつをお伺いしたいと思います。

それから、町内会等活動促進事業補助金、これはどういう内容で補助金を出し

ているのか。また、20万円減額されておりますが、どういった理由で減額されているのか伺います。

次、129ページ、災害対策に要する経費60万3,000円ですが、来年度はどういった防災計画を検討しているのかお伺いいたします。

それから、備蓄等は一応きちんと整備されたのでというお話もありましたけれども、ことしについてはそういった備蓄関係は特に考えないということでのいいのか伺います。

壽崎主査

表彰者選考審議会等につきまして、庶務事務に要する経費の説明欄に記載してある順番のとおり、答弁させていただきたいと思いますが、まず、表彰者選考審議会に関しましては、委員の任期が2年、委員の人数が全部で10名、男性が7名、女性が3名、男女比率で申し上げまして30パーセントとなっております。次の固定資産評価審査委員会でございますけれども、委員の任期が3年、委員の人数は全部で3名、男性が2名、女性が1名、男女比率で33.3パーセントとなっております。続きまして特別報酬等審議会のほうは、委員の任期が2年で、委員の人数は全部で7名、そのうち男性が5名で女性が2名でございます。男女比率で申し上げますと28.6パーセントということになります。情報公開・個人情報保護審査会のほうの委員の任期は2年、委員の人数は全部で3名、全て男性となっております。それから、個人情報保護審議会の委員の任期は2年、人数は全部で3名、男性が2名の女性が1名と。男女比率で申し上げますと33.3パーセントとなっております。それから、公正職務審査会は委員の任期が2年、全部で3名の委員で、そのうち男性が2名の女性が1名、男女比率で33.3パーセントということとなっております。

開催回数ですけれども、平成26年度は、表彰者選考審議会が1回の開催、それから個人情報保護審議会も1回となっております。それ以外の部分につきましては開催しておりません。

松本係長

市民会館は、現在平成25年4月1日以降休館しておりまして、市民会館には教育委員会で管理しているチョッちゃんコレクションを保管しております。現在、チョッちゃんコレクションは美術自然史館に移設することで検討を進めておりまして、平成27年中に美術自然史館に移設して展示する方向で進めているということで、担当所管より確認しております。

また、平成27年度の39万7,000円の内訳ですが、冬囲いに使用する消耗品として1万円、修繕料としまして2万円、草刈り、屋根雪除雪の手数料として36万7,000円の合計39万7,000円で計上しております。

横山課長補佐

男女共同参画についてですが、平成26年度と比べまして、その他諸費が減額になっていると。その理由ということですが、平成25年3月に男女共同参画計画、それから26年3月には男女共同参画の推進計画を策定してまいりました。そういった関係で平成26年度につきましては、計画のスタートアップイヤーということで、計画の最重点目標であります男女共同参画という言葉の認知度を高めるということを命題といたしまして、ワークライフバランスに関する講演会、これを開催するための講師の仲介手数料として手数料21万6,000円を計上したところでございます。平成27年度につきましては、2年次目ということになりますが、実施事業といたしまして現在3事業を想定しております。1つは、ワークライフバランス推進のための啓発の実施ということで、昨年種をまいたところを啓発のパンフを作成するなどして広げていきたいという事業、

こちらのほうに消耗品として3万2,000円ほど、それから新たな取り組みといたしまして若年層のデートDV、これが問題になってございます。ここに切り込んでまいりたいと思っております。こちらへの教育啓発の推進といたしましてパンフレットを作成したいということで、印刷製本費8万円ほど計上いたしまして、各学校への配布を今予定しているところでございます。それから、第3の事業といたしまして、地域における男女共同参画のための仕組み、こういったものも構築していきたいと考えておりますので、これを検討していきたいと考えてございます。金額については減額ということになってございますけれども、それぞれ実施事業について毎年さまざま検討しながら、考え合わせながら進めているための経費の変動と捉えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

土橋係長

今横山課長補佐から答弁がありましたその他諸費の関係で、大谷委員から女性委員の参加の状況が進んでいるかどうかというご質疑もありましたので、その点についてお答えさせていただきます。

結果から申し上げますと、なかなか審議会の数が多いこととそれぞれの任期の終了のタイミングが一致していないものですから、随時数字を出していますので、率直に進んでいる、進んでいないということが大変申しにくいですが、数字的に余り芳しくない傾向が続いている状況でございます。ただ、先ほどご質疑の中でございましたように、吉井副市長初め市長部局としましても今回推進計画に基づきまして積極的に進めたいということで、特に個別にお一人お一人の任期満了の時点で総務課から所管課に、何とか改善できないかというような努力も引き続き行っていますし、今後におきましても少しでも数字が上がるように一層の努力を続けていきたいと思っております。

工藤所長

まず、未来へつなぐ市民力推進事業補助金の対前年比100万円の減の内訳でございますけれども、実績等に基づいて100万円減にしたところでございます。今年度に限り今現在7件申請がございまして、179万9,000円を補助しているところでございます。そのうちの2件、70万円ですけれども、こちらのほうは一応補助期間3年間を満了すということで、平成27年度の申請はなく、単純に179万9,000円から70万円減ということですよ。一方で、新たに申請を予定して相談に来ているところもございまして、そういった部分を勘案しながら200万円としたところでございます。

また、帰しているのではないかというようなことも質疑の中にごございましたけれども、私どもで相談等を受けて、申請できるようなアドバイス等はしておりますけれども、帰したというか、明らかに対象にならないご相談もございまして。例えば、単年度で終わるようなコンサートの開催に対する補助だとか、そういったご相談のときはちょっと趣旨が違うということで、申請できないということをお話したことはございますけれども、それ以外で相談した方にその場で帰ってもらうようなことは全くしておりません。

それと、もう一点、町内会等活動促進事業補助金、こちら昨年度から見て20万円ほど減になってございますけれども、こちらの事業の目的、内容はというご質疑でございます。この町内会等活動促進事業補助金につきましては平成25年度にできたもので、例えば地域の連携だとか、地域の触れ合い、交流を深めるための町内会等で行われる新規のイベントに対して補助するものでございます。こちらのほうも1年だけということではなくて複数年にわたって、継続し

ていただけるような事業ということでございます。また、補助の率としましては、対象経費の2分の1以内ということで、上限は10万円という補助要綱になってございます。今年度につきましては、今のところ2件の申請がございまして、8万800円を補助してございます。また、来年度については当然この2件が3年以降も継続するものと考えてございますけれども、新たに新規事業等も含めまして来年度については30万円計上したというところでございます。

尾崎室長

災害対策に要する経費について、ご説明いたします。

60万3,000円のうち31万9,000円が消耗品費、5万7,000円が食糧費、22万7,000円が備品購入費となっております。現在備蓄計画に基づいて備蓄をしております。31万9,000円の消耗品費のうち、今回食料を食べるための紙皿ですとか、紙ボールですとか、スプーン、ミルクの哺乳瓶、飲み物を飲むための紙コップ、非常食としてクラッカー、野菜シチュー、ミネラルウォーターということで、合計31万9,000円分を備蓄品として購入する予定でございます。備品購入費につきましては、ポータブルのストーブを10台購入いたしまして、これが合計22万7,000円となっております。

大 谷

審議会も思ったよりは女性のパーセントも結構あると思いますし、また委員の選考に当たってはパーセントを上げる努力をさせていただいているというのわかりました。選考の実態、どのようにされているのか、選考基準だとか、どのようにして選ばれるのか、もう一回再質疑したいと思います。

それから、未来へつなぐ市民力ですけれども、なかなか町内会にこういうことでこれが対象になるのではないのとか言っても面倒に思ってしまうのです。そういうことで、広報等では出ていると思うのですが、いろんな連絡協議会等でも詳しく説明されているのかどうか。申請する方向で、やりやすいような指導というか、そういうことにも努められていくということも大事なことだなと思いますので、その辺はどのようにPRして今まで進めてきて、これから進めようとしているのかお聞きしたいと思います。

それから、防災の件では、備蓄した消耗品が賞味期限というか、使えなくなる時期があると思うのですが、それで入れかえ等に予算も必要になると思うのですが、そういった賞味期限切れになるようなものについてはどのように処分されているのかお伺いいたします。

工藤所長

再質疑が、先ほど未来へつなぐ市民力推進事業とおっしゃったかなと思いますけれども、お伺いすると町内会のということでしたので、町内会等活動促進事業補助金かなと思われまますけれども……

(「それをお願いします」と言う声あり)

工藤所長

周知方法、PRということのご質疑かと思えますけれども、広報たきかわ4月号にも載せますが、昨年も4月号、9月号の広報は当然ですけれども、町内会の回覧で特集を掲載したり、また毎月発行していますまちづくり通信に掲載したり、町内会とまちづくりセンターのほうで町内会連合会連絡協議会の事務局を持っているわけですけれども、こちらの理事会、また三役会等で周知しているところでございます。また、まちづくりセンターにも皆さんが自由に使ってもらう交流スペースがありますが、こちらのほうにも一応実績事業の報告等の掲示とか、そういったことでPRはしております。引き続き平成27年度においてもいろんな形でPRしたいと考えております。

尾崎室長

賞味期限が切れた食料品とか水についてですけれども、これにつきましては総

合訓練等の中で皆さんにお配りして、期限が来る前に消費するという事で考えております。

壽崎主査

ご質疑いただきました各種委員会等の選考の具体的な部分のお話ですが、そもそも選考に当たりますと、昨今の女性の社会参画という部分での意識づけはもとより、一人でも多くの方に開かれた行政への参画を目指すという意味では、各所管の担当者の意識のほうも高まってきているように思いますけれども、いかんせんそれぞれの会議体の設置目的ですとか、また委員になられる方々の専門性を要する部分だとか、そういった諸条件もございますので、それらも含めてこれからも進めていきたいと思っております。特に団体推薦という部分がございますけれども、例えば個人情報保護審査会といった部分ですと、専門性が求められるがために札幌の弁護士会のほうに委員を1名お願いしたいというようなお話をさせていただくのですが、その際にはこちらのほうからなるべく女性をお願いしたいというような依頼をしているところでございます。その結果、団体から男性か女性かというのはふたをあけてみないとわからないですけれども、そういった努力を進めていきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

委員長
渡 邊

ほかに質疑ございますか。

まず、59ページの庶務事務に要する経費、交際費についてお伺いしたいと思います。

市長の交際費はホームページで明確に出ていますが、これらは社会通念的な要素が含まれていると思いますが、この180万円の中に市長としての政策的な部分の交際費というのは含まれているのかどうか。

それと、67ページの市民生活の向上推進に要する経費の中で広報配付等報償費についてお伺いします。これについては、各町内会等に報償費を支出していると思います。町内会に入っていない方々にも広報は配られるわけですが、その町内会に入っていない人の分の部数というのは町内会の中に支払われる報償費に含まれているのかどうか伺います。

61ページの職員研修に要する経費700万7,000円ですが、一昨日一般質問させていただきましたけれども、ここにおける予算の計上した中で研修の内容、また対象人員、また研修回数等についてお伺いします。

77ページ、各種統計調査に要する経費、ことしは国政調査があるということで、重要な年かと思えます。そこで、この調査員の選考基準的なものはあるのか。単純にハローワーク等で募集をするのか。というのは、個人情報という厄介なものがある、ある程度選考には厳しいものがあるかと思えます。また、この報酬について日額なのか、月額なのかについて伺います。

堀之内室長

市長の交際費ですが、ご質疑にありました政策的な交際費というのはどのように捉えればいいのかと思ったのですが、例えば市長が相手方と何か交渉して、それに係る交際費だとか、そういういろんな意味も含めて、交際費については、まず基本的に慶弔の部分でいえば祝儀、祝儀とは会費ではない部分の会合に出たときのお祝いですとか、そういったものが含まれているものを祝儀、それから弔慰としましては亡くなられた方への弔慰の関係、それから渉外、渉外というのはいわゆる市政に協力していただいた方に例えばお伺いするときにお土産を持っていくとか、そういったことも含まれているのが渉外、それから会費ということで、いろんな会合の会費ということでもあります。それと、その他とい

うことで、例えば団体によって全国大会とか世界大会に出るような場合に一部お祝いを上げたりというようなことも含めて、こういった区分で行っております。今回180万円の予算の中のうち175万円については市長の部分ですけれども、5万円については例えば市の名誉観光大使ですとか、そういった方にお歳暮等の分として見込んでいます。そういった区分の中で前年度、前々年度、過去3年ぐらいの平均で180万円ということで積算しておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

横山課長補佐

広報配付等報償費について、この支払いにつきましては平成26年度につきましては2万649世帯、27年度につきましては、2万713世帯分をお支払いするような形としております。この件数でございますけれども、町内会から例えばリストを出していただいて1件1件チェックをするということではなくて、申し出ていただきまして、その件数分の報償費を支払っているというような仕組みにしております。

小畑課長補佐

職員研修の内容についてお答えをさせていただきます。

平成27年度の研修の計画としましては、滝川市人材育成基本方針というものに基づきましてさまざまな研修の内容のものを予算で上げさせていただいております。具体の中身としましては、各役職別の研修としまして、例えば課長職でありますと昇任された方を対象にしました新任の課長研修ということで、ハードクレーン、リスクマネジメントですとか自治体の経営管理というような内容で派遣研修を行ったり、課長補佐職については管理能力研修ですとか、係長については指導能力研修ですとか、担当職員については地方公務員法、自治法、それから民法ですとか、そういった基礎的な部分での研修ということで、各役職に応じてそれぞれその職員に必要な必須の研修を計画上位置づけておまして、そういった研修を受けさせるために主に札幌市にあります研修センター、それから千葉県にあります市町村アカデミーなどに派遣研修をするための経費が大きな内容になっております。それからもっと長期の研修ということで、このたび地域活性化センターへの研修、そういった外部の機関に長期で研修を派遣するものに関する費用も含めて、大体そのような研修の中身となっております。

稲井課長補佐

統計に関するご質問ですが、今回の国勢調査につきましては調査区としては約400カ所程度予定されておまして、少なくとも調査員としては200名を超える調査員の方々をお願いすることになるかと思っております。調査員の選定基準ということでありますけれども、まずこの統計にかかわらず統計調査員としての登録が市のほうにございますので、まずは経験を有するの方々をお願いしていくということで考えてございます。そういった募集方法についても仮に不足した場合にはまた対応を考えていきたいということでもあります。調査員には守秘義務が課されますので、やはり経験者であることのほうが円滑といいますか、望ましいと考えてございます。

それから、報酬の日額か月額かということでもありますけれども、今予定しております調査員の任期については約3カ月程度と考えていますが、この任期中に一括で定められた分の金額をお支払いするというように考えてございます。

委員長
副委員長

ほかに質疑ございますか。

67ページの空家等の適正管理に要する経費の部分で、先ほどの説明では今回空家等危険防止補修工事を行うと。2件あるということですがけれども、これはい

いわゆる行政代執行に当たるのかどうなのかということと、それに伴ってこの2件分の補修費用を回収できる予定はあるのかどうなのかということをもまず伺いたいと思います。

それと、2点目は、消費者対策に要する経費の部分で、いわゆる消費者被害が多くなってきていると。先日も大金を被害に遭ったという話がありましたけれども、それに向けての被害を防止するための条例策定に関する調査費用とかがこの中に含まれているのかどうなのかということも伺いたいと思います。

3点目、先ほど広報配付等報償費のお話がありましたけれども、この報償費に関しては町内会の申告に基づいて支払われていると思うのです。実際の世帯数がそこに存在するのかどうなのかというのを調査しての予算額になっているのかどうかというのを伺いたいと思います。

横山課長補佐

消費者被害、かなり増大してございます。私どももその辺は危惧しております、実は今パンフレットを独自に作成して、それを班回覧するだとか、そういった取り組みを進めていきたい、今までにない取り組みをしていきたいと考えてございますが、今回の予算計上の中には条例策定のための経費は含まれていないということをご理解いただきたいと思います。さまざまな取り組みは進めてまいりたいと思います。

それから、広報配付等報償費の関係でございます。先ほどご答弁でも申し上げましたとおり、町内会からの申告に基づいて、支払いをさせていただいているということでございます。

原田課長補佐

空き家の工事の件ですけれども、原則所有者のいる物件ですので、所有者自身と話し合いを進めまして、自身で修繕なりをしてもらうということが大前提になりますけれども、もし費用的にとか、そういった理由でできないといった場合に、最終的に行政代執行ということではなくて最低限の危険回避措置をする予定で予算を組んでおります。費用については、もちろん所有者がいるわけですから、回収するというところで取り組んでまいります。

副委員長

広報の関係で再質疑したいと思います。

先ほど説明していただいた平成27年度は2万713世帯ということで算出されているのだと思うのですが、広報の印刷部数とどれだけの乖離があるのか伺いたいと思います。

委員長

答弁調整のため、暫時休憩といたします。

休 憩 13:40

再 開 13:41

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

それでは、答弁を求めます。

横山課長補佐

広報の発行部数が予算の数値ということになりますが、2万1,180部の印刷を予定しているところでございます。それに対して予算上ということになりますけれども、広報の配付数がこの報償費として支払う分の予定が2万713世帯分ということになります。

委員長

ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長

それでは、質疑の留保はなしと確認してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

委員長

そのように確認いたします。

以上で総務費、消防費、公債費、諸支出金、職員費、予備費、関連議案第18号、第20号及び第28号の質疑を終結いたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次回は3月16日、月曜日、午前10時から会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

散 会 13:43